

# 公益社団法人埼玉県社会福祉士会 個人情報取扱規程

規程第 12 号

2015年12月1日

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 本規程は、公益社団法人埼玉県社会福祉士会（以下「本会」という。）における個人情報の適正な取扱いの確保に関する基本的事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 本規程において、各用語の定義は次のとおりとする。

- ① 個人情報・・・生存する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの、又は他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものをいう。
- ② 個人情報データベース等・・・個人情報を含む情報の集合物であって特定の個人情報をコンピュータを用いて検索することができるよう体系的に構成したもの、又はコンピュータを用いない場合であっても、ファイルやカルテ等、個人情報を一定の規則に従って整理・分類することによって、特定の個人情報を容易に検索することができるよう体系的に構成したもの。
- ③ 個人データ・・・前項に規定する「個人情報データベース等」を構成する個人情報をいう。
- ④ 保有個人データ・・・本会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供のすべてを行うことができる権限を有する「個人データ」をいう。ただし、以下のいずれかに該当するものは除く。
  - ア 該当個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
  - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれのあるもの
  - ウ 当該個人データの存否が明らかになることにより、国の安全が害されるおそれ、他国もしくは国際機関と信頼関係が損なわれるおそれ又は他国もしくは国際機関との交渉上不利益を破るおそれのあるもの
  - エ 当該個人データの存否が明らかになることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれのあるもの
  - オ 6ヶ月以内に消去する（更新することは除く。）こととなるもの
- ⑤ 本人・・・個人情報によって識別される特定の個人をいう。

⑥ 従業者・・・本会の業務に従事している者をいい、雇用関係にある従業員のみならず、理事、監事、各委員会委員、派遣社員等も含まれる。

(適用範囲)

第3条 本規程は、従業者に適用する。

2 本規程は、本会が取り扱う個人情報を対象とする。

## 第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第4条 個人情報保護管理者は、個人情報保護の最高責任者として、個人情報管理のための措置に関する業務を統括する。

2 個人情報保護管理者は、本会の代表者とする。

(情報管理責任者)

第5条 情報管理責任者は、自らの部門に所属する従業者の一切の個人情報の取扱いに関し、責任を有する。

2 情報管理責任者は、従業員については所属責任者とし、従業員以外については各部の運営責任者とする。

(個人情報の取扱いの決定)

第6条 個人情報の取扱いに関しては、情報管理責任者がその適否を判断し、例外的取扱いに関しては、個人情報保護管理者にその適否の判断を求めるものとする。

(従業者の責務)

第7条 従業者は、情報管理責任者の指示に従って個人情報の取扱いをすることとし、個人情報の取扱いに際しては、本規程を遵守しなければならない。

2 従業者は、個人情報の取扱いの際に知り得た事項に関しては、在職中はもとより、退職後においても、他に漏洩しない守秘義務を負うものとする。

(計画)

第8条 個人情報保護管理者は、個人情報の適正な取扱いを維持・推進するため、定期的に教育・研修計画を策定する

## 第3章 個人情報の取得

(取得の原則)

第9条 個人情報の取得については、適法かつ公正な手段によって行わなければならない。

- 2 個人情報の取得にあたっては、あらかじめ目的を特定して、その目的の達成に必要な限度で行わなければならない。
- 3 新たな目的で個人情報を取得・収集するときは、従業者は情報管理責任者に届け出なければならない。
- 4 前項の届出を受けた情報管理責任者は、直ちに個人情報保護管理者と協議して、その承認を得なければならない。

(本人から書面で個人情報を取得する場合の措置)

第10条 書面（電子メール、自社ホームページへの記入等電磁的方法も含む。）により本人から直接個人情報を取得する場合は、本人に対してあらかじめ利用目的を明示しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

- ① 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合
- ② 利用目的を明示することにより人の生命、身体、又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ③ 利用目的を明示することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ④ 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ⑤ 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

(書面以外の方法により個人情報を収集する場合の措置)

第11条 前条に規定する書面による取得以外の方法により個人情報を取得した場合には、あらかじめ利用目的を公表している場合を除き、本人に対してその利用目的を通知又は公表しなければならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

- ① 利用目的を明示することにより人の生命、身体又は財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 利用目的を明示することにより本会の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
- ③ 国又は地方公共団体の法令に定める事務の遂行に対して協力する必要がある場合であつて、利用目的を明示することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- ④ 取得の状況に照らし、利用目的が明らかであると認められる場合

## 第4章 個人情報の利用

(目的外利用の禁止)

第12条 個人情報は、前3条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて取り扱ってはならない。ただし、以下の各号に該当する場合はこの限りでない。

- ① 法令に基づく場合
- ② 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき

- ③ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
  - ④ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
- 2 個人情報の取扱いにあたって、利用目的の範囲内か否かが不明な場合は、その都度、個人情報保護管理者に判断を求めなければならない。

(目的外利用の場合の措置)

第13条 利用目的の範囲を超えて個人情報の利用を行う場合においては、個人情報保護管理者の承認を受けたうえ、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

## 第5章 個人データの管理

(個人データの正確性の確保)

第14条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第15条 本会は、取り扱う個人情報の漏洩、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(組織的安全管理措置)

第16条 本会は、組織的安全管理措置として次の措置を講じる。

- ① 個人データの安全管理措置を講じるための組織体制の整備
- ② 個人データの安全管理措置を定める規程等の整備と規程等に従った運用
- ③ 個人データの取扱状況を一覧できる手段の整備
- ④ 個人データの安全管理措置の評価、見直し及び改善
- ⑤ 事故又は違反への対処

(人的安全管理措置)

第17条 本会は、人的安全管理措置として次の措置を講じる。

- ① 雇用契約時における従業員との非開示契約の締結、及び委託契約等（派遣契約を含む。）における委託元と委託先間での非開示契約の締結
- ② 従業者に対する内部規程等の周知・教育・訓練の実施

(物理的安全管理措置)

第18条 本会は、物理的安全管理措置として次の措置を講じる。

- ① 入退室管理の実施
- ② 盗難等の防止
- ③ 機器・装置等の物理的な保護

(技術的的安全管理措置)

第19条 本会は、技術的的安全管理措置として次の措置を講じる。

- ① 個人データへのアクセス制御
- ② 個人データへのアクセス者の識別と認証
- ③ 外部からの不正アクセス等の防止
- ④ 情報漏えい等の防止

## 第6章 個人データの提供

(第三者への提供)

第20条 個人データを第三者に提供する場合には、あらかじめ情報管理責任者を通じて個人情報保護管理者に届け出て、その承認を得なければならない。ただし、次項第4号に該当する場合であって、緊急を要する場合はこの限りではない。

2 前項の承認は、次の各号に該当する場合を除き、行ってはならない。

- ① 本人の同意を得ている場合
- ② 個人情報保護法第23条第2項に定める場合
- ③ 法令に基づく場合
- ④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑤ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のためにとくに必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
- ⑥ 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

3 次に掲げる場合においては、当該個人データの提供を受ける者は、第1項に定める第三者に該当しない。

- ① 第21条第1項の規定により利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合
- ② 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合
- ③ 第22条第1項の規定により個人データを共同利用する場合

(個人データの委託)

第21条 情報管理責任者は、あらかじめ個人情報保護管理者の承認を得て、利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することができる。

2 情報管理責任者は、前項に基づき個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託した個人データの安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(個人データの共同利用)

第22条 個人データを特定の者との間で共同利用する場合、情報管理責任者は、以下の各号に定める事項を個人情報保護管理者に届け出て、その承認を得なければならない。

- ① 共同して利用する個人データの項目
- ② 共同して利用する者の範囲
- ③ 共同して利用する者の利用目的
- ④ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

2 個人データを特定の者との間で共同利用する場合、その旨及び前条各号に定める事項について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知りうる状態においておかなければならぬ。

## 第7章 保有個人データに関する開示請求等への対応

(開示)

第23条 本人から、当該本人が識別される保有個人情報の開示を求められた場合、遅滞なく当該保有個人データの内容の開示を行うものとする。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合、その全部又は一部を開示しないことができる。

- ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
  - ② 本会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれのある場合
  - ③ 他の法令に違反することとなる場合
- 2 当該本人が識別される保有個人データの開示（保有の有無を含む。）請求に対しては、本人のプライバシー保護のため、本人（代理人を含み、以下本条及び次条において「本人」という）から開示等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した開示請求書により請求があつた場合にのみ応じるものとする。
- 3 保有個人データの全部又は一部を開示しない旨の決定をしたときは、遅滞なく、本人に対しその旨通知するものとする。
- 4 本人に対し保有個人データの開示をする場合、手数料を請求できるものとする。この手数料は、実費を勘案して、合理的な範囲で個人情報保護管理者が定めるものとする。

(訂正等)

第24条 本人から、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないという理由によって、当該保有個人データの訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）を求められた場合には、遅滞なく必要な調査を行い、その結果に基づき当該保有個人データの内容の訂正等を行うものとする。ただし、以下の場合には訂正等の求めに応じないことができる。

- ① 利用目的の達成に必要な範囲を超えている場合

- ② 他の法例等の規定により、特別の手続きが定められている場合
- 2 当該本人が識別される保有個人データの訂正等の請求に対しては、本人のプライバシー保護のため、本人から訂正等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した訂正等請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。
- 3 保有個人データの訂正等を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（訂正等を行ったときはその内容を含む。）を通知するものとする。

（利用停止等）

第25条 本人から、当該本人が識別される保有個人データが、個人情報保護法第16条（利用目的による制限）の規定に違反して取り扱われたものであるという理由、同法第17条（適正な取得）の規定に違反して取得されているという理由、又は同法第23条第1項（第三者提供の制限）の規定に違反して第三者に提供されているという理由によって、当該保有個人データの利用の停止、消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）が求められた場合、違反を是正するために必要な限度で、遅滞なく、当該求めに応じて当該措置を講じなければならない。ただし、利用停止等を行うことに多額の費用を要する場合その他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わるべき措置をとるときは、この限りではない。

- 2 当該本人が識別される保有個人データの利用停止等の請求に対しては、本人のプライバシー保護のため、本人から利用停止等請求窓口に対し、原則として本人確認書類を添付した訂正等請求書により請求があった場合にのみ応じるものとする。
- 3 保有個人データの利用停止等を行ったとき、又は行わない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なくその旨（利用停止等を行ったときはその内容を含む。）を通知するものとする。

（開示等の請求窓口）

第26条 保有個人データの開示、訂正等、利用停止等の請求窓口は、本会事務局とする。

## 第8章 その他

（苦情・相談窓口の設置）

第27条 個人情報の取扱いに関する苦情・相談の窓口業務は、本会事務局が担当するものとする。

（懲戒）

第28条 本会は、本規程に違反した従業員に対して、就業規則に基づき懲戒処分を行うことがある。

（損害賠償）

第29条 従業者が本規程に違反し、本会に損害を与えたときは、本会の被った損害を賠償するものとする。

2 従業員は、前条の規定により懲戒されたことによって、損害賠償の責任を免れることはできない。

附 則 この規程は2015年12月1日から施行する。